

■八尾市社会参加型介護予防事業 委託事業者選定に係る公募型プロポーザル 質問回答書

| 項番 | 該当箇所・ページ  | 質問項目                 | 質問内容  | 回答   |
|----|-----------|----------------------|---|--|
| 1  | 実施要領 P.4  | 実施要領 2公募手続き 2-4.提出資料 | ・実施要領2公募手続き2-4 (1) 参加申請について<br>「(1) 表中番号 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 については、代表団体及びその他の構成団体全者が提出すること」とあるが、8が見当たらない為、確認をお願いしたい。  | 8は記載誤りでした。<br>訂正し、ホームページに再度アップロードしていますのでご確認ください。   |
| 2  | 実施要領 P.10 | 実施要領 3契約に関する基本的事項    | ・実施要領3契約に関する基本事項について<br>第三者評価機関への委託料の支払いは貴市からでしょうか。   | 第三者評価機関への委託料は発生しません。したがって、本市から第三者評価機関への委託料の支払いもありません。ただし、効果検証に使用するための参加者データの収集・管理、市および第三者評価機関の求めに応じたデータ提出については、本事業の受託業務に含まれます。正確かつ適切なデータ提供体制を確保してください。 |
| 3  | 仕様書 P.2~4 | 仕様書 6事業内容            | 啓発プログラムと継続プログラムの定義・要件について<br>仕様書に記載されている「啓発プログラム」と「継続プログラム」の線引きについて確認させてください。弊社では、それぞれの役割を以下のように捉えて企画を検討しておりますが、市が想定される事業趣旨と相違ないでしょうか。<br>・【啓発プログラム】＝介護予防無関心層の参加のきっかけづくりを目的とした、セミナーや体験ワークショップなどの単発（スポット）イベント<br>・【継続プログラム】＝運動習慣の定着や要介護状態への進行遅延を目的とした、運動教室やカルチャーサークルのような定例（複数回・一定期間）開催のプログラム<br>御市として、明確な要件（最低基準）がございましたら、あわせてご教示ください。 | お見込みのとおりです。評価指標の達成に向けたプログラムであれば、要件等は問いません。   |
| 4  | 仕様書 P.3   | 仕様書 6事業内容 (4) ア      | 募集要項に「高齢者が参しやすい場所」「複数箇所での実施」「地域の偏りへの配慮」とありますが、会場として市内の公民館やコミュニティセンターなどの公共施設を利用することは可能でしょうか。<br>また、公共施設を利用する場合、会場の使用料は受託者側での負担（有料）となりますか、あるいは免除等の対象となりますでしょうか。予算策定に関わるため、併せてご教示いただけますと幸いです。  | 公民館やコミュニティセンターなどの公共施設を利用することは可能です。利用料がかかる場合、免除等の対象にはなりませんので、受託者側での負担となります。また利用申込み等の手続きも受託者側で行っていただきます。   |